

介護保険の認定を受けている65歳以上の人へ 所得税および村県民税の障がい者控除について



村では、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の高齢者に対して、介護保険の要介護・要支援認定に関する情報をもとに、「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書で、所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。

交付の対象となる人は、南阿蘇村に住所を置く65歳以上の人で、令和4年12月31日を基準日として介護保険認定調査を受けている人のうち、調査項目である「日常生活自立度」の度合いが基準に該当する人です。基準などの詳細は村ホームページをご確認ください。



村HP

〈問い合わせ〉健康推進課 高齢者支援係 TEL0967 (67) 2704

Part32 『みなみあそ減塩応援プロジェクト』



減塩の取組みが、厚生労働大臣賞を受賞しました



11月28日、ニッショーホール（東京都港区）にて「第11回健康寿命をのばそう！アワード」の最終審査および表彰式がおこなわれ、南阿蘇村の「地元企業と連携した『まるっと減塩活動』による高血圧対策の推進」が厚生労働大臣優秀賞を受賞しました。

本事業は、令和元年からみなみあそ減塩応援プロジェクトとして、健康課題である高血圧や脳血管疾患減少を目的とし取組み始めたことがきっかけ。住民が減塩に取り組みやすくなるように、村内食品関連業者（飲食店や小売店）や食生活改善推進員と連携し、家族や役場も当事者となり関係する「まるっと減塩」を目指して食環境整備をおこないました。また高血圧者への家庭訪問を強化し、各種健診でJSH減塩食品を中心として減塩普及啓発をおこなってきました。

実際に、特定健診による高血圧者の減少や3歳児の尿中塩分測定結果などで良い成果が出てきており、コロナ禍であっても持続可能な活動であること、また健康日本21が重視している自然に健康になれる食環境整備の取り組みとして評価されました。（※JSH…日本高血圧学会）

また、今回の受賞に伴い、1月11日（水）に役場庁舎にて減塩推進協力店や食生活改善推進員協議会などの関係者に対する受賞報告会を予定しています。

〈問い合わせ〉健康推進課 保健係 TEL0967 (67) 2704